

2015 後期転入
(2・3年次)地方

受験番号

2015 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

憲法・民法・刑法

(180分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は4ページまでである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は憲法、民法、刑法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 憲法

【問題】

以下の〔事例〕を読んで、〔設問1〕〔設問2〕に答えなさい。

〔事例〕

Xは、野党であるA党所属の県議会議員として、しばしば活動報告のビラを作成し、近隣の住居やマンションのポストへ、そのビラを定期的に投函していた。

マンションYは、入口が開放的で、誰でも自由に出入りできる構造となっていた。各戸（全60戸）のポストは入口横の郵便室にあった。しかし、Yの入口の扉には、マンション敷地内の禁止事項として、「関係者以外の者の立ち入り」、「ビラ貼り・配り等の宣伝活動」等を記載した貼札が掲出されていた。とはいえ、実際には、各種団体の集会やイベントの案内ビラや周辺の飲食店・雑貨屋・美容院等の宣伝ビラ、政治家の活動報告ビラ等がこれまで投函されてきており、特に警察に通報されていなかった。実際、Xがビラを投函しても通報されることはなかった。

20**年7月、政権党であるB党は、集団的自衛権の行使を可能とする法案の成立を目指していた。これに反対するXは、「集団的自衛権の行使は、憲法9条に反する戦争法案だ!」と題するビラを作成し、これを近隣のポストに投函した。その際、Xは、Yの敷地内に入り、建物入口の扉にある貼札を見たが、特に意に介さず、郵便室の各戸ポストに同ビラを投函した。なお、Xを含め周辺住人には知られていなかったが、Yのうち20戸はB党本部の職員用住宅となっており、職員や家族が居住していた。

Xの投函の様子を見ていたYの住人であるB党職員は、ただちにこれを警察に通報した。要請を受けた警察官は駆けつけてXを制止したが、Xはビラ投函を続行した。その後、Xは住居侵入罪で起訴された。Xは、刑事裁判において無罪主張をしようと考えている。

〔設問1〕 あなたがYの弁護人であるとするならば、本件において、どのような憲法上の主張をするか。

〔設問2〕 〔設問1〕で行った憲法上の主張に対して想定される検察側の反論のポイントを簡潔に述べたうえで、その理由を論じなさい。

【参考資料】 刑法第130条（住居侵入等）

正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

専門論文試験 民法

【問題】

以下の〔事例〕を読んで、〔設問1〕〔設問2〕に答えなさい。

〔事例〕

1 Aは、平成25年7月頃、Cから金を借りたいと考えCのために宴席を設け、友人Bが同席する場で、3000万円を融資してほしいと持ちかけ、「この融資の件は、今後一切をBに任せる。」とは告げたが、AがBに対し、実際に3000万円の借入れの代理権を授与することはなかった。

このような状況のなかで、Cは、BがAから代理権を与えられているものと思って、その後Bと交渉を行い、平成25年8月25日、Aの代理人Bとの間に、3000万円を弁済期を平成26年8月24日として貸し付ける金銭消費貸借契約を締結し、その場でBに対し、3000万円を交付した。

Bは、3000万円を受け取ると、そのまま行方不明となり、3000万円がAに渡ることはなかった。

2 上記1の事例のうち、以下の事情があった。

Aは、「この融資の件は、今後一切をBに任せる。」と告げた際に、同時に、Bに代理権を与える旨の委任状を交付するという発言をした。そこで、Cは、Bとの交渉過程において、Aからの委任状を示すように要求していた。しかし、Bは、そのうちにAから委任状をもらっておきますと言ったきり、結局委任状を示すことはなかった。

ところで、Bは、Cから独自に2000万円を借り受けており、その弁済期が既に到来していたが、返済できないでいた。Bは、Cに対し、AがCから借り受ける3000万円の中からBの上記借入金2000万円を弁済するとし、これについてもAの了承を得ていると述べていた。

Cは、Bと平成25年8月25日に金銭消費貸借契約を締結する際、改めて委任状を示すよう求めたが、Bは、「この融資の件は、今後一切をBに任せる。」と7月の宴会の席でAが言っていたのだから、私が代理人であるのは間違いないでしょうとしか答えなかったが、Aに貸し付ける3000万円からBへの貸付金2000万円の回収をすることができるのはCにとっても魅力的な話なので、結局Bとの間に金銭消費貸借契約を締結し、3000万円を交付し、その中から2000万円の返済を受けた。

〔設問1〕

事例1において、Cは、Aから3000万円を返還してもらいたいと思っている。Cは、そのためにどのような主張を行う必要があるか、その要件を検討しながら答えなさい。また、CのAに対する3000万円の返還請求は認められるか。

〔設問2〕

事例1、2において、Cは、Aから3000万円を返還してもらいたいと思っている。
CのAに対する3000万円の返還請求は認められるか。

専門論文試験 刑法

【問題】 以下の〔事例〕に基づき、甲の罪責を、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい
(特別法違反の点は除く。)

〔事例〕

失業中の甲は、某日、朝から自宅から2駅先の駅近くにある森林公園に赴き、芝生やベンチに寝そべりながら、公園に来ている女性や子供の様子を眺めながらぼんやりと過ごしていたところ、ボールを持った4歳の娘Aを連れた主婦Bが、Aを1人で遊ばせたまま、公園ベンチに座り、ハンドバッグと買い物籠を傍らに置いた状態で、スマートフォンの操作に夢中になっているのに気が付いた。

甲は、しばらくの間、A及びBの様子をそれぞれ窺っていたが、Aが自分の投げたボールを追いかけて、Bからは見通しのきかない公園出口付近(Bの座っていたベンチからの距離:約200m)の方まで走っていった後、トイレに入っていくのを視認した。そこで、甲は、とっさにBを騙してハンドバッグを奪ってやろうと思い、Bに近づくと、「つい先ほど、あっちの出口から女の子が飛び出して、事故に遭ったみたいですよ。」と声を掛けた。Bは、驚いてあたりを見まわすとAの姿が見当たらなかったため、Aが事故に遭ったのではないかと思い、とっさに立ち上がって、公園出口に向けて2、3mほど駆け出した。しかし、バッグ等をベンチの上に置いたままであることに気付き、一瞬立ち止まってベンチの方に振り向いたところ、甲から、「見てますから。」と言われたため、「お願いします。」と言って走りだした。甲は、Bが約15m離れた地点まで走ったところで、すばやくバッグを手にとると、そのまま公園の樹木の間を通り抜け、垣根を越えて走り去った。

以上